平成２８年（フ）第１３１２号
大阪府東大阪市加納８丁目31番26号　マスターズハウス　202号、前住所大阪府守口市八雲西町１丁目45番11―203号
破産者　蔵前　謙治
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８１号
大阪府東大阪市池之端町２―30グランメゾン２階209号室、開始決定時大阪府東大阪市布市町１丁目５番27号
破産者　川上　善弘
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７４号
大阪府枚方市甲斐田新町55番８号
破産者　ＴＨＥ―ＰＯＳＴＩＮＧ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮこと　岡村　　保
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０８号
大阪市西成区南津守３―１―76グランソシエ岸里Ⅱ509号、開始決定時大阪市東住吉区住道矢田１丁目15番７―305号
破産者　町田悦秀こと　丁　　悦秀
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８２号
大阪府豊中市旭丘８番39―203号
破産者　小林　輝彦
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９３号
大阪市平野区長吉六反３丁目15番20号　メゾン大久保Ｃ棟102号
破産者　寺西　真一
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９７号
大阪市都島区都島本通３丁目６番12号
破産者　濵田　和広
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３９８号
大阪市都島区都島本通３丁目６番12号
破産者　濵田　厚子
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６０号
大阪市北区黒崎町９番７号
破産者　中華料理東紅園こと中華料理桃苑こと　江藤　伸樹
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４６１号
大阪府高槻市北大樋町21番19号
破産者　納富　孝匡
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５３１号
大阪府八尾市恩智北町１―60　パストラルタツミ106号、住民票上の住所大阪府八尾市二俣２丁目221番地
破産者　タカイシプラテックこと　髙石賢一郎
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８０号
大阪府東大阪市水走３丁目６番１号　グランピア吉田　302
破産者　神門　　肇
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５３号
大阪市西淀川区竹島３―３―23―402号室、開始決定時大阪市西淀川区竹島２丁目３番38号
破産者　伊原　初夫
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３０号
大阪市城東区新喜多東２丁目４番３―503号
破産者　唐木　庄利
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６６号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番37―405号、前住所大阪府八尾市青山町３丁目７番５―506号
破産者　杉中　利恵（旧姓松井・安江）
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
山口県熊毛郡平生町大字曽根34番地
破産者　木本　昭雄
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７４号
広島市安佐北区落合南２丁目31番32号
破産者　平内　宏和
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９号
徳島県名西郡石井町石井字尼寺138番地14、旧住所徳島県徳島市国府町竜王６番地の１
破産者　久米　勇二
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部